

川崎市新本庁舎整備事業
環境配慮計画書に関する説明会

次 第

- 一、開会
- 一、出席者紹介
- 一、川崎市挨拶
- 一、川崎市新本庁舎整備事業の
検討の経緯
- 一、環境配慮計画書の概要説明
- 一、質疑応答
- 一、閉会

川崎市新本庁舎整備事業の
検討の経緯

川 崎 市

既存庁舎の現状

- 本庁舎及び第2庁舎は、災害対策活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、特に本庁舎は大規模地震が発生した際に倒壊の危険性がある

本庁舎	平成28年2月 平成28年秋口	全事務室の移転完了 本庁舎上屋の解体工事に着手 (防災対策の事業)
第2庁舎	平成26年10月 ～平成27年度	暫定利用のための耐震補強工事実施

- 床面積の不足などから、本庁機能が分庁舎や周辺の民間ビルに分散している



災害活動の中核拠点に必要とされる耐震性能を有する
新たな庁舎を建設し、分散化している本庁機能を集約する

検討・取組の経緯

平成15年度	「本庁舎・第2庁舎耐震診断」実施 ⇒倒壊又は崩壊の危険性が高い
平成19年度	「川崎市耐震改修促進計画」策定
平成20年度	「本庁舎・第2庁舎緊急耐震補強工事」実施 ⇒倒壊又は崩壊の危険性がある
平成21年度	「包括外部監査」実施 ⇒平成27年度末までに耐震化対策を完了することが望まれる
平成22年度	「東日本大震災」発生 (H23.3.11)
平成23～ 24年度	「川崎市本庁舎等耐震対策検討委員会」設置 「本庁舎等耐震対策に係る調査・検討報告書」取りまとめ
平成25年度	「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想検討委員会」設置 「川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想」策定 (H26.3)
平成26～ 27年度	「本庁舎等の建替えに関するアンケート」実施 「川崎市本庁舎等建替基本計画」の策定に向けた検討 「川崎市役所第2庁舎耐震補強工事」実施 「川崎市本庁舎等建替基本計画」策定 (H28.1)

川崎市本庁舎・第2庁舎耐震対策基本構想

- 学識経験者と市民代表からなる検討委員会
- パブリックコメントを実施

抜本的耐震対策手法

【庁舎建替案】 【耐震補強案】 について、
耐震性、老朽化、規模、コスト、設備・機能等の面から比較

⇒ **耐震補強は困難であること等から庁舎建替**

新本庁舎の立地場所

【現庁舎敷地】 【武蔵小杉駅周辺】 【武蔵溝ノ口駅周辺】 に
ついて、地震等の影響、機能・サービス、まちづくり、コス
ト、用地確保の面から比較

⇒ **現庁舎敷地**

川崎市本庁舎等建替基本計画

- 学識経験者と市民代表からなる検討委員会
- パブリックコメントを実施

本庁機能の集約

<現 在>

本庁舎、第2庁舎、
第3庁舎、第4庁舎、
他複数の民間ビルに分散



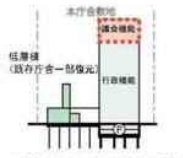
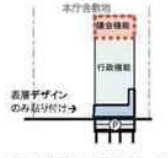




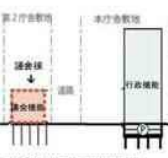
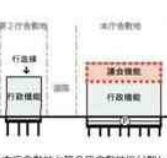
<新本庁舎整備後>

本庁舎、第3庁舎、
川崎御幸ビルに集約

川崎市本庁舎等建替基本計画

配棟計画

- ・「航空法」による制限高さが地盤面から約116mである
- ・敷地内南側地下に京浜急行大師線が都市計画決定されている

 <p>・本庁舎敷地に超高層棟と低層棟を配置 ・低層棟は既存庁舎の一部を復元 ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>A 新築超高層棟+既存庁舎一部復元+広場（第2庁舎）</p>	 <p>・本庁舎敷地に超高層棟を配置し、既存庁舎の表層デザインのみ貼り付け ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>B-1 既存庁舎の表層デザインのみ貼り付け</p>	 <p>・本庁舎敷地に超高層棟を配置 ・時計塔部分のみを復元 ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>B-2 既存庁舎の時計塔部分のみを広場内に復元</p>	 <p>・本庁舎敷地に超高層棟を配置 ・既存庁舎の復元は行わない。 ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>B-3 既存庁舎の復元やデザインは踏襲しない</p>
B 新築超高層棟+広場			
 <p>・本庁舎敷地に超高層棟と低層棟を配置 ・既存庁舎の復元は行わない。 ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>C 新築超高層棟+新築低層棟+広場（第2庁舎）</p>	 <p>・本庁舎敷地に超高層棟と議会棟を配置 ・既存庁舎の復元は行わない。 ・第2庁舎跡地は広場として活用</p> <p>D 新築高層棟+新築議会棟+広場（第2庁舎）</p>	 <p>・本庁舎敷地に超高層棟を配置 ・第2庁舎跡地に議会棟を配置 ・既存庁舎の復元は行わない。</p> <p>D' 新築高層棟（本庁舎）+新築議会棟（第2庁舎）</p>	 <p>・本庁舎敷地と第2庁舎敷地に分散して建物を配置 ・既存庁舎の復元は行わない。</p> <p>E 新築中・高層棟（本庁舎）+新築中・高層棟（第2庁舎）</p>

川崎市本庁舎等建替基本計画

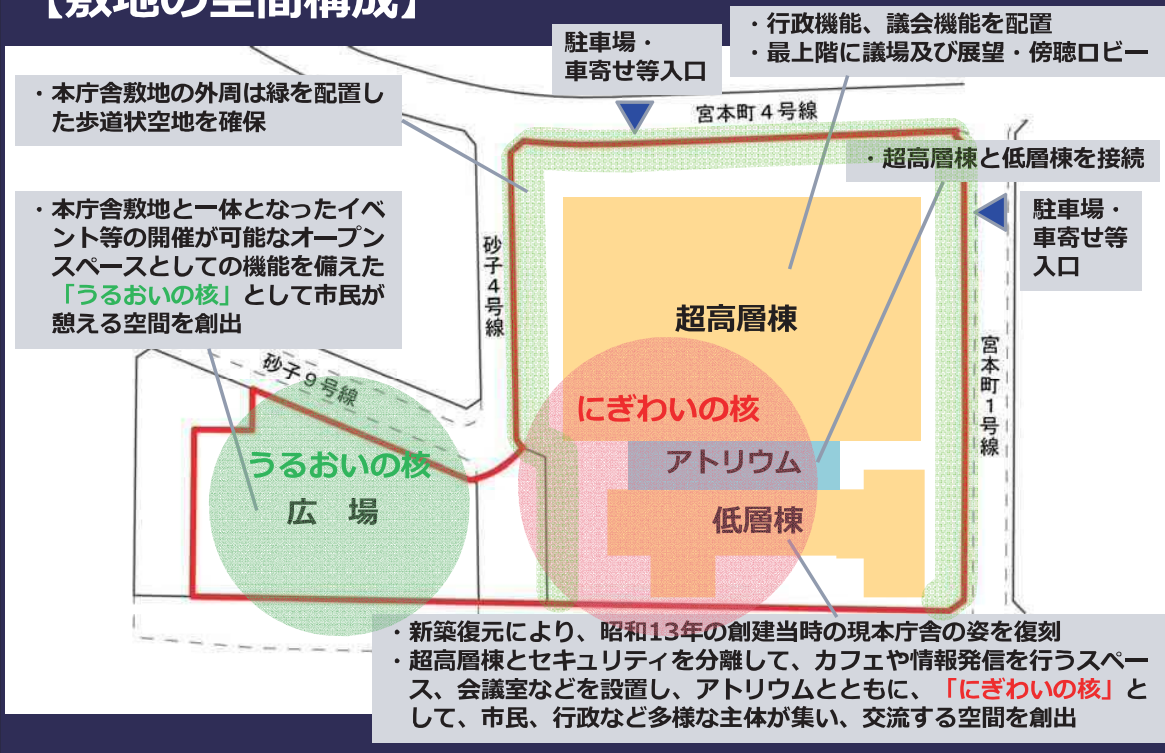
【配棟計画案の比較】

◎：非常に優れている ○：やや優れている
△：やや劣る ×：劣る

検討項目	配棟計画案							
	A	B			C	D	D'	E
		B-1	B-2	B-3				
にぎわいの創出	◎	○	○	○	◎	△	△	×
市民に開放された屋内・屋外空間	◎	○	○	○	◎	△	△	×
庁舎としての機能性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	×
コスト	○	◎	◎	◎	△	×	×	×
工期	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×	×
オープンスペースの確保と快適性及び緑化	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	×
近代化遺産としての外観の継承	◎	△	△	×	×	×	×	×
圧迫感の軽減	○	◎	◎	◎	○	△	△	×
災害対応時の屋外・屋内活動空間の確保	◎	○	○	○	◎	△	△	×

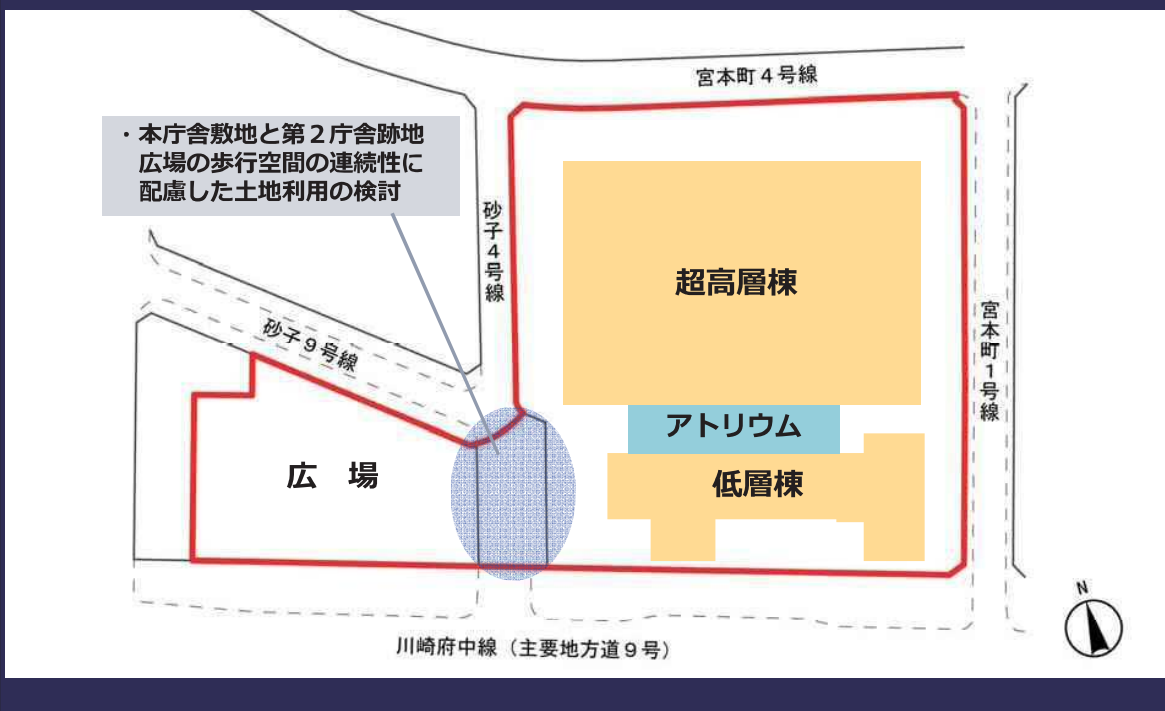
川崎市本庁舎等建替基本計画

【敷地の空間構成】



川崎市本庁舎等建替基本計画

【敷地の空間構成】



川崎市本庁舎等建替基本計画

【新本庁舎の規模】

主な機能	面積
行政機能	29,600 m ²
議会機能	3,000 m ²
カフェ等	200 m ²
共用部分	23,900 m ²
駐車場（約160台）	7,200 m ²
合計	63,900 m ²

【概算事業費】

事業種別	金額
建築工事費	約400億円
解体・土地整備・調査費等	約 20億円
移転費	約 10億円
合計	約430億円

基本構想、基本計画の策定までの経緯

基本構想

（平成26年3月）

- ・ 学識経験者、市民代表からなる検討委員会（公開）
- ・ 検討内容をホームページで公開
- ・ プレス発表
- ・ 議会説明
- ・ パブリックコメントを実施



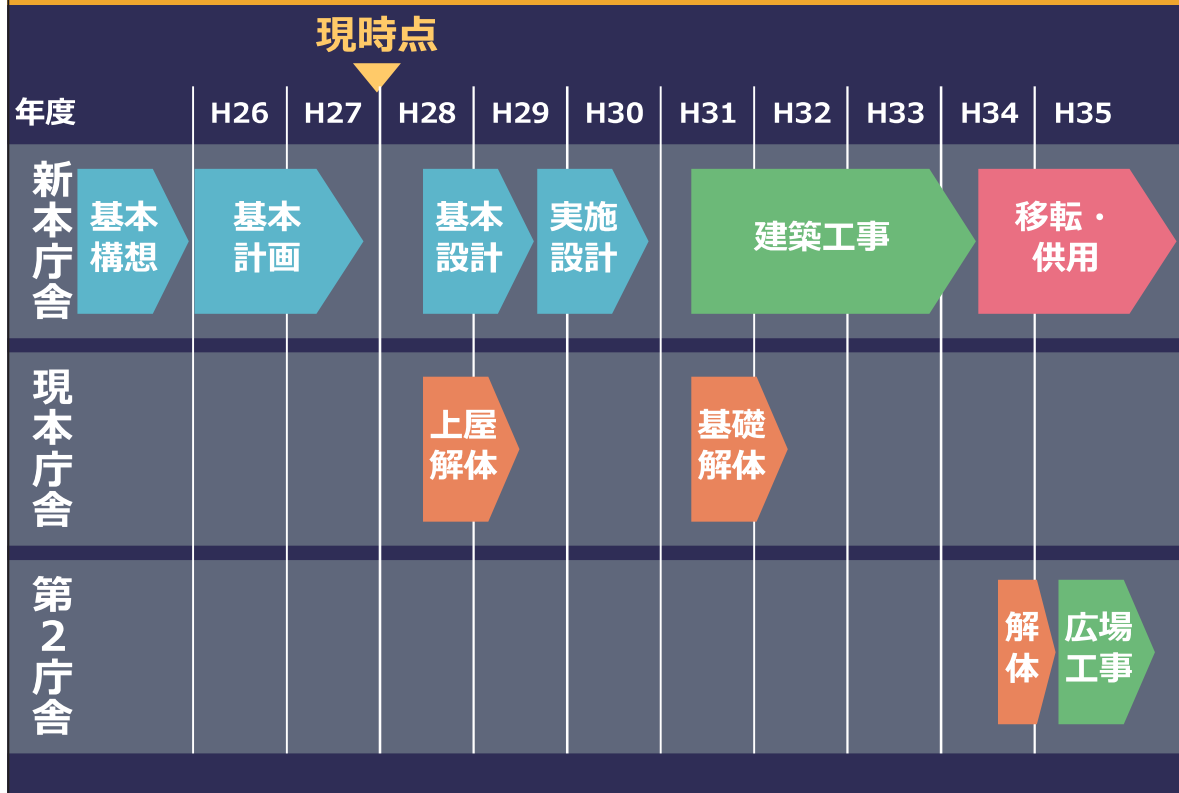
基本計画

（平成28年1月）

- ・ 学識経験者、市民代表からなる検討委員会（公開）
- ・ 検討内容をホームページで公開
- ・ プレス発表
- ・ 議会説明
- ・ パブリックコメントを実施

事業のスケジュール

注) 最短で事業が進捗した場合のスケジュールであり、今後、変更になる可能性がある。



川崎市新本庁舎整備事業 環境配慮計画書の概要説明

川 崎 市

説明内容

1. 環境影響評価等について
2. 環境配慮計画書の対象計画案
3. 対象計画案についての
環境要素の選定項目ごとの
調査、予測、評価
4. 環境配慮計画書の縦覧、
意見書の提出

環境影響評価等について

環境影響評価とは

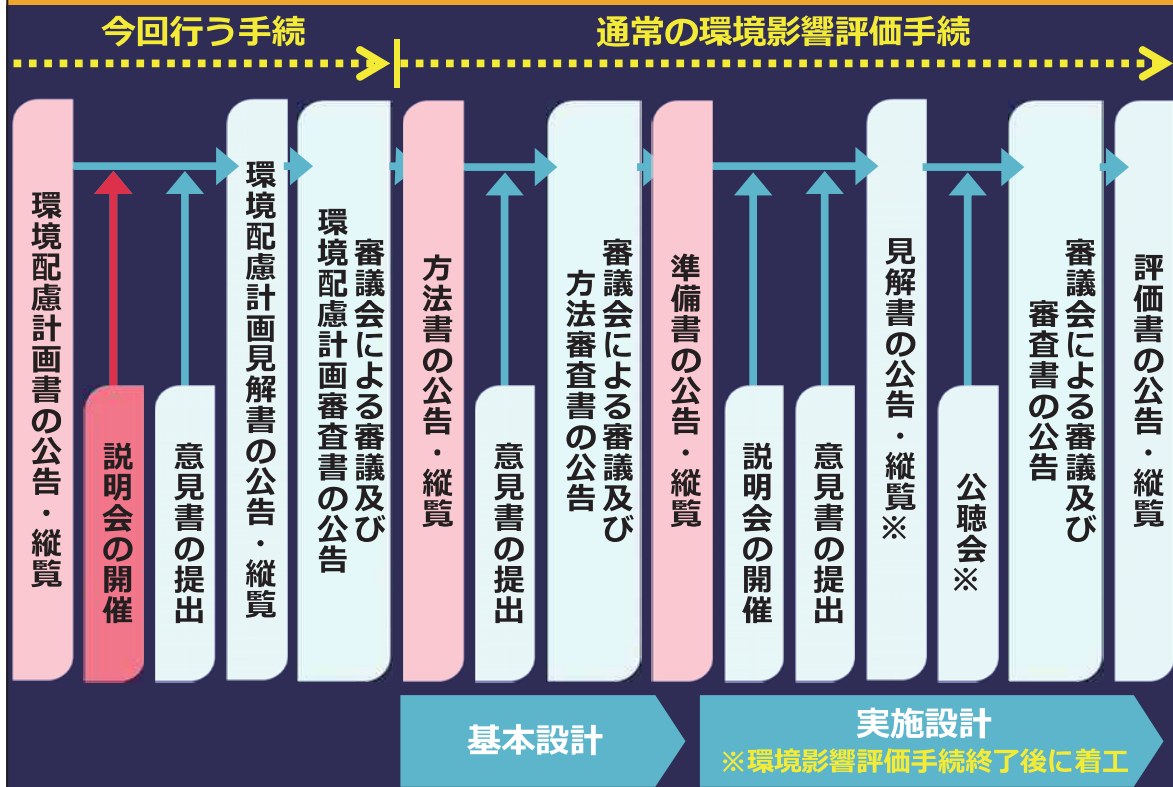
大規模な工事や開発事業が周辺の環境に
どのような影響を及ぼすかについて
事前に調査、予測、評価

川崎市の環境影響評価等

「川崎市環境影響評価に関する条例」

- ・ 高層建築物の新設（第1種行為）
高さ100m以上、かつ、延べ面積50,000m²以上

環境影響評価等の手続の流れ



環境配慮計画書の 対象計画案

環境配慮計画書の対象計画案の設定

「川崎市環境影響評価等技術指針」

- ・ 「位置・規模」「配置・構造」等について、複数の案を明らかにする
- ・ 複数の案の設定が困難な場合には、その理由等を記載する

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」



(環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)

<単一案とする場合の例示>

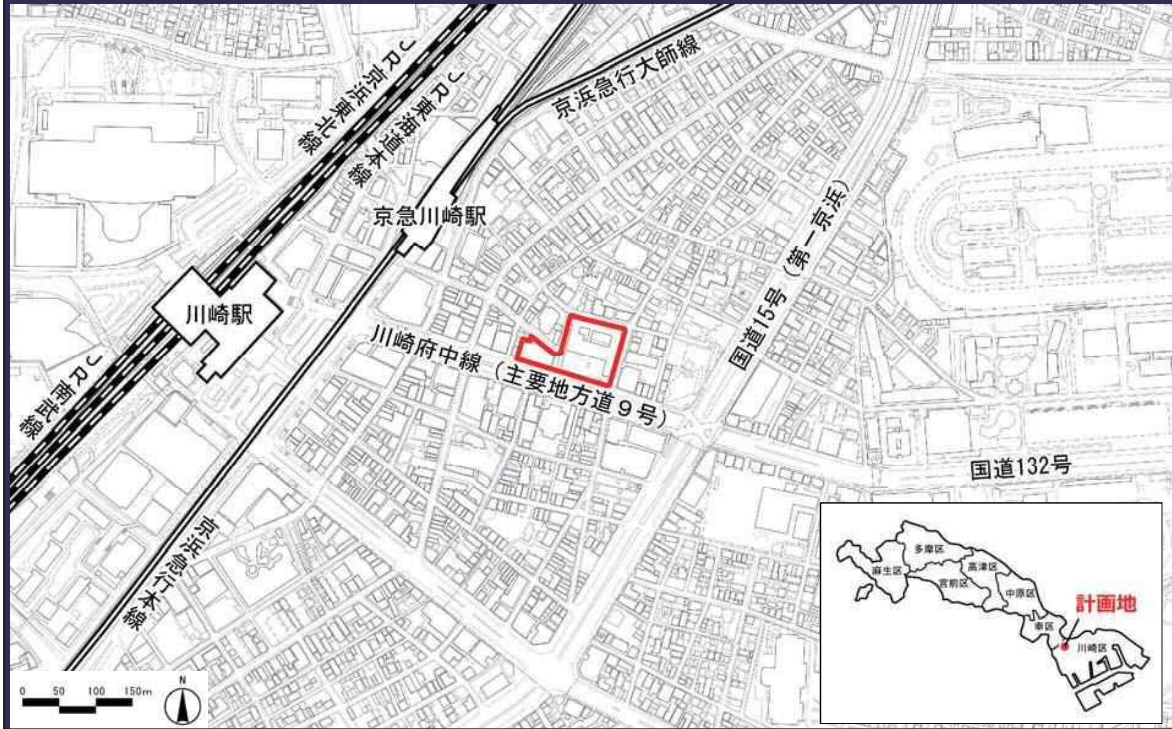
既に上位計画で事業位置・規模が決定している場合



上位計画にあたる「基本構想」及び「基本計画」において、1案に絞り込まれた経緯がある

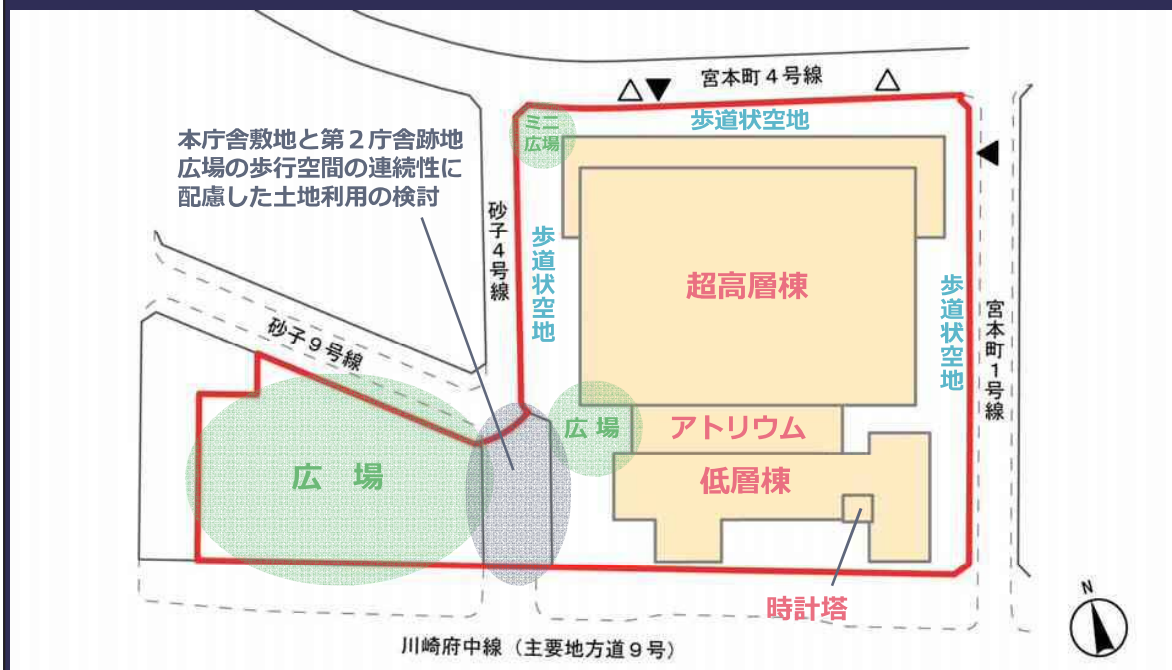
計画地の位置

■ 川崎市役所本庁舎、第2庁舎の敷地を含む区域



土地利用計画

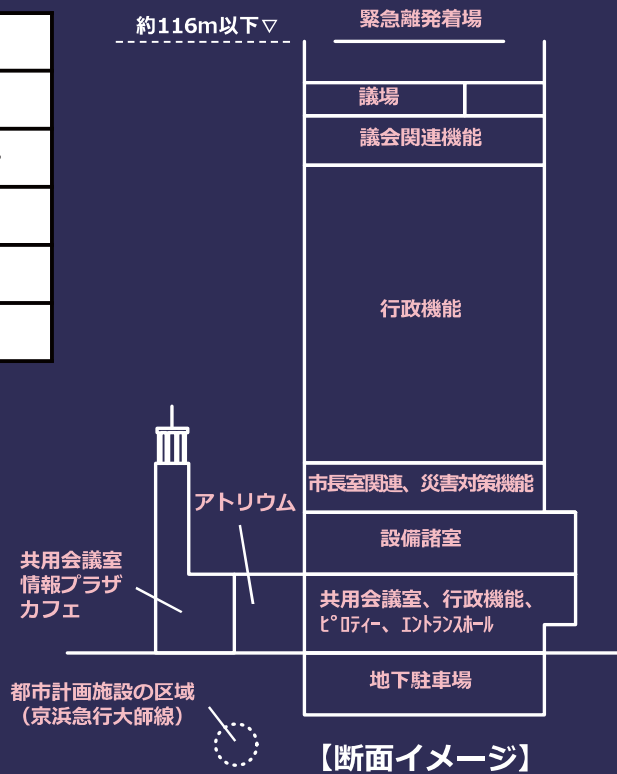
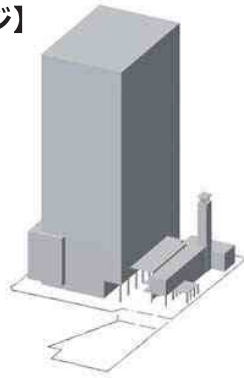
■ 環境配慮計画書では、「基本計画」に基づき、モデルプランを策定



建築計画

開発区域面積	約7,825m ²
建築面積	約3,800m ²
延床面積	約63,900m ²
建物高さ	約116m以下
主要用途	庁舎（事務所）
駐車台数	約160台

【鳥瞰イメージ】



対象計画案についての
環境要素の選定項目ごとの
調査、予測、評価

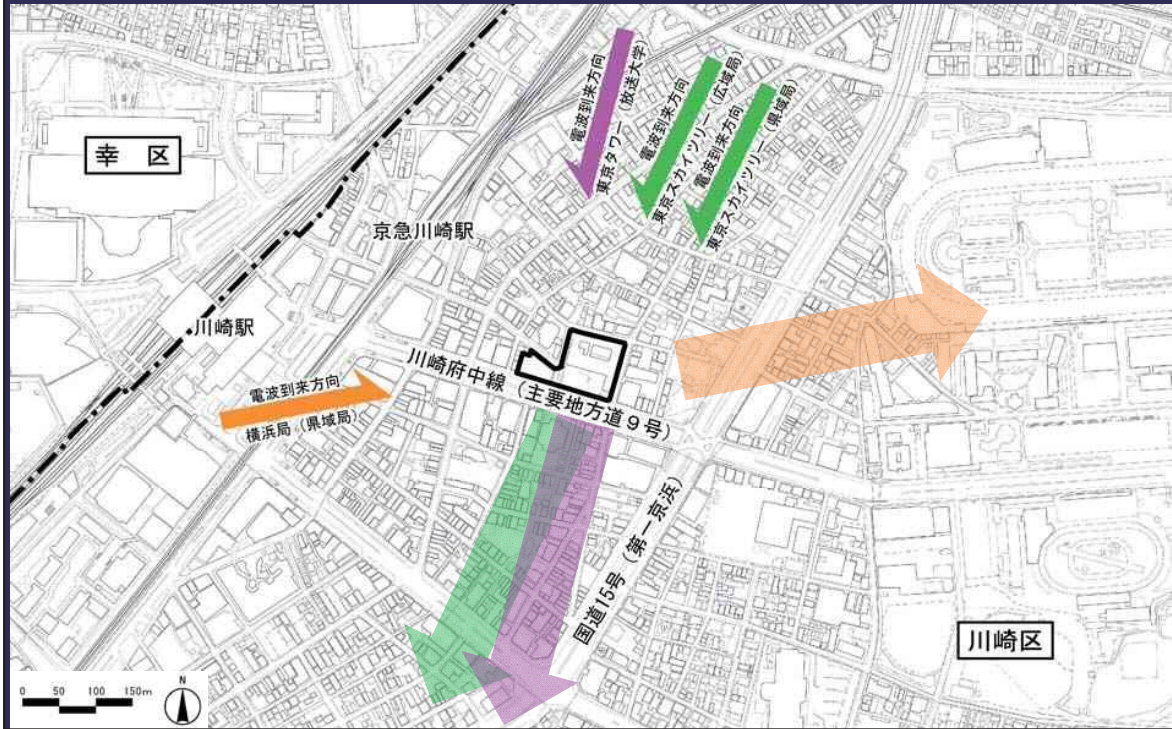
環境要素の選定項目

項目 \ 要因	供用時		
	緑の回復育成	高層建築物の存在	施設の供用
電波		●	
ビル風		●	
日照		●	
緑化地	●		
都市景観		●	
利用者に優しい公共施設			●

電 波

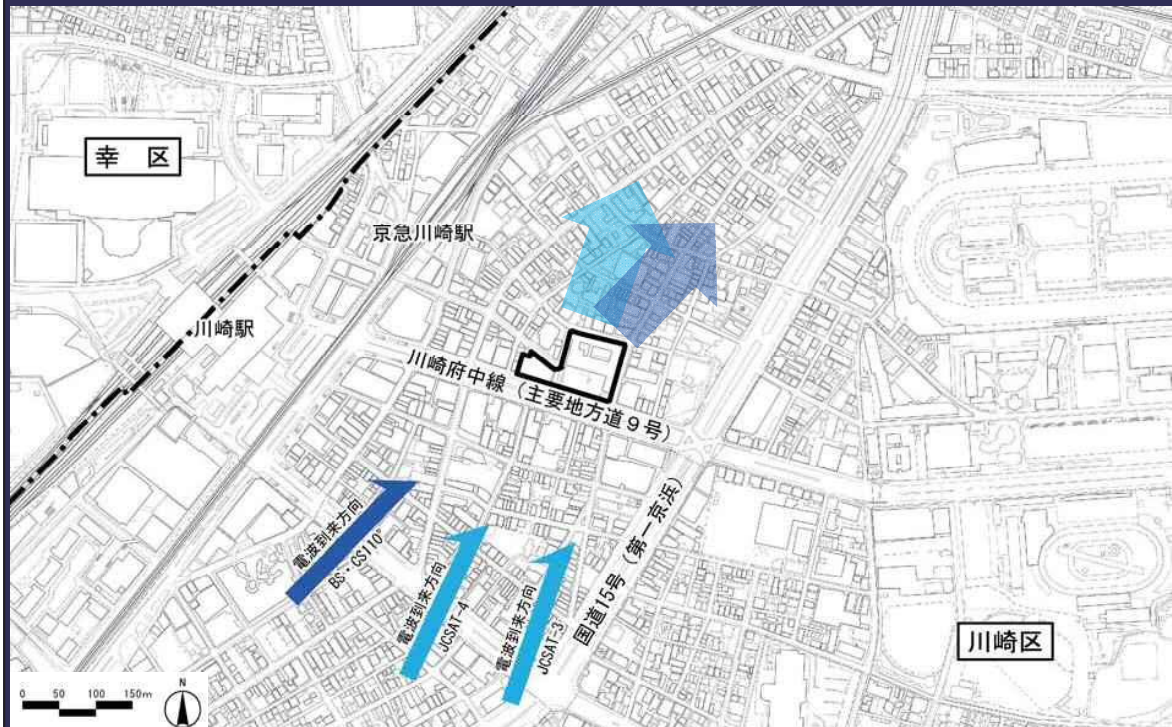
テレビ電波の到来方向と遮へい障害方向

地上デジタル放送



テレビ電波の到来方向と遮へい障害方向

衛星放送



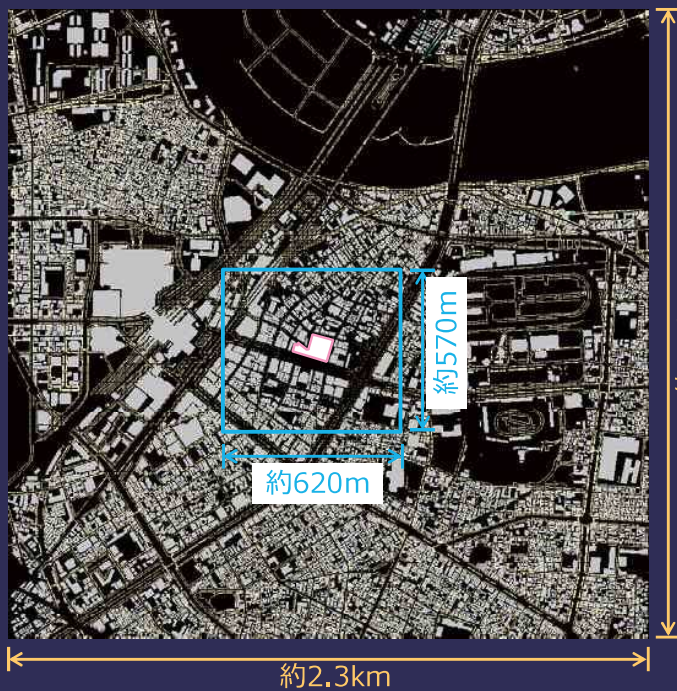
今後の検討事項（電波）

- 本事業に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて適切な障害対策を実施する
- 工事中のクレーンの未使用時には、ブームを電波到来方向に向ける等の対策を講じる

ビル風

風環境シミュレーション解析モデル

全 景



建設前



建設後（対策後）



風環境評価基準

強風による影響の程度	対応する空間	評価される強風レベルと許容される超過頻度		
		日最大瞬間風速		
		10m/s	15m/s	20m/s
ランク1 ■ 最も影響を受けやすい用途の場所	住宅地の商店街 野外レストラン	10%	0.9%	0.08%
		37日	3日	0.3日
ランク2 ■ 影響を受けやすい用途の場所	住宅街 公園	22%	3.6%	0.6%
		80日	13日	2日
ランク3 ■ 比較的影響を受けにくい用途の場所	事務所街	35%	7%	1.5%
		128日	26日	5日
ランク外	ランク3を超える場合			

建設前の風環境評価

広域



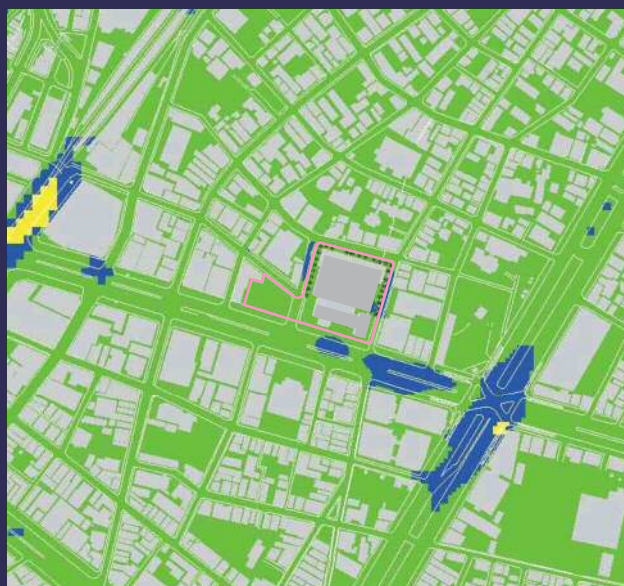
計画地近傍



- ランク1
- ランク2
- ランク3
- ランク外
- 計画地

建設後（対策後）の風環境評価

広域



計画地近傍




- ランク1
- ランク2
- ランク3
- ランク外
- 計画地

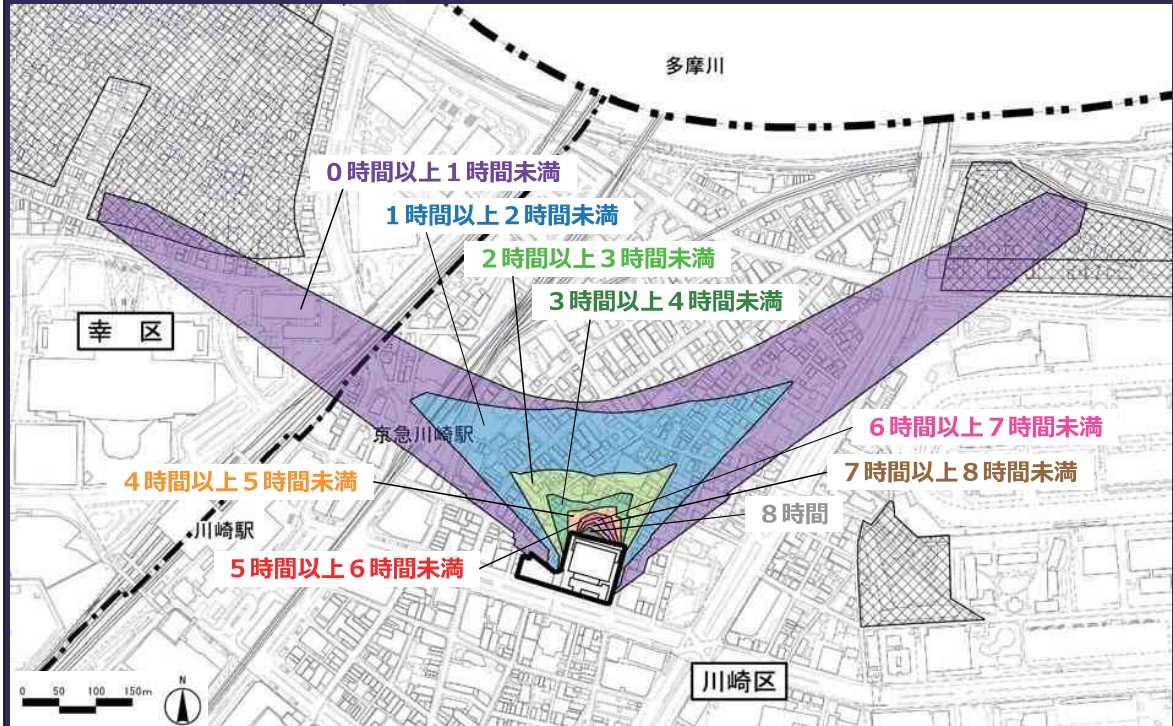
今後の検討事項（ビル風）

- 地上部への風の影響をなるべく低減するよう配慮した建物形状とする
- 防風植栽の樹種選定等に留意するとともに、適正な維持管理計画を策定する
- 必要に応じて、防風フェンス等を設置する

日 照

平均地盤面の等時間日影図（冬至日）

 : 地盤面から4mの日影規制対象範囲
(5時間 - 3時間)



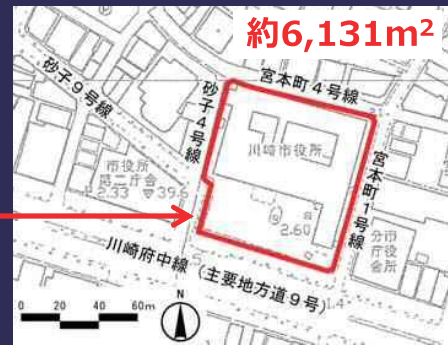
緑化地

緑の目標値

■ 川崎市緑化指針

建築敷地面積の20%以上

※市域緑化の先導的役割を担う
公共・公益施設の目標値



■ 地域環境管理計画

指定開発行為に係る面積の
15%以上



今後の検討事項（緑化地）

- 本庁舎敷地の外周には緑を配置した歩道状空地、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出するとともに、大景木植栽や屋上緑化等を積極的に検討する
- 植栽樹種は、計画地及びその周辺で良好に生育している樹種、潜在自然植生や代償植生の構成種を主体とし、生育環境に適合する樹種とする
- 計画地南側の川崎府中線（主要地方道9号）は「緑の散策路」に位置付けられていることから、その中間点となる第2庁舎跡地には「うるおいの核」となる広場を整備して、計画地周辺との連続性に配慮する